



## 注意事項

1. この許可書は水泳場を利用するための書類です。他人に譲渡することはできません。
2. 納付された使用料は、天災その他利用許可を受けた団体の責めによらない理由により使用ができなくなった場合以外、返納できません。
3. 準備及び後始末は、許可された時間内に使用者側で行ってください。
4. 使用する際には、監督、コーチ、保護者等の責任者が必ず立ち合ってください。
5. 建物及び附属設備等を破損、汚損又は滅失したときは、何人の行為であっても使用者がその損害を賠償していただく場合があります。
6. 騒音、怒声を発し、暴力を用いる等他人に迷惑をかける行為をさせないでください。
7. 設備及び備品等の使用にあたっては、職員の指示に従ってください。